

報道関係者 各位

平成28年8月1日

【照会先】

秋田労働局雇用環境・均等室

室長 富塚 リエ

雇用環境改善・均等推進監理官 松岡 勇人

(電話) 018(800)0770

夏季休暇 連続休暇の最大は10連休

— 秋田県内に本社を有する企業を対象にアンケート調査を実施 —

今年は、8月11日が「山の日」として国民の祝日と設定された初めての年となります。

そこで、秋田労働局（局長 松本 安彦）では、秋田県内に本社を有する従業員数が100人以上の企業を対象に、「夏季休暇」に係るアンケート調査を実施し、その概要を取りまとめましたので、公表します。

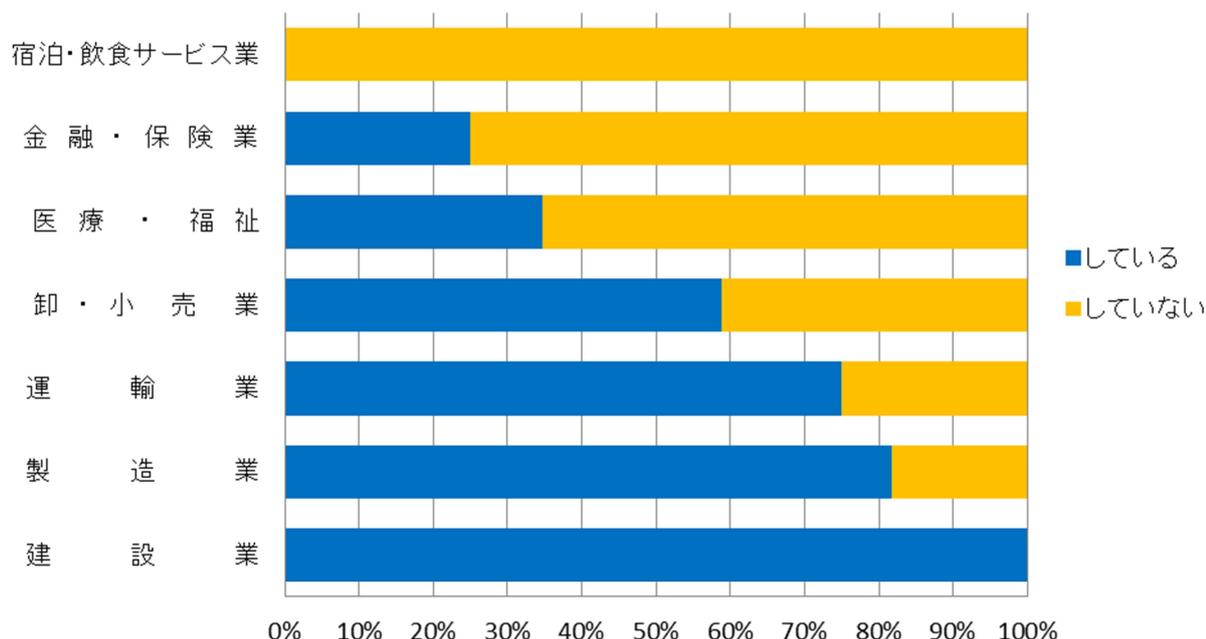
アンケート調査の結果（概要）は、次のとおり。

○ 調査対象数：324社（秋田県内に本社を有する従業員数100人以上の企業）

○ 有効回答数：242社

1 夏季休暇を設定している企業は136社（56%）で、夏季休暇を設定していない企業は106社（44%）であった。主な業種の設定状況は次のとおりです。

主な業種の夏季休暇設定状況



2 夏季休暇のみによる連続休暇の最大は10連休で、製造業の企業が予定しています。また、連続休暇の平均日数は3.4日（昨年と同じ。）です。なお、夏季休暇の日数が分からなかった5社については含めていません。

3 次に、夏季休暇に所定休日を併せた連続休暇（所定休日のみの場合も含まれます。）の最大も10連休で、上記2の企業となりました。また、連続休暇の平均は4.8日となりました。7連休以上の休暇の状況は、次のとおりです。

8月	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	連続日数
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
A企業							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	10日
B・C・D企業								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	9日 (6社)
E企業								○	○	◎	◎	◎	●	●	○	○	
F企業	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○								
G企業								○	○	○	○	○	○	○	○	○	
H企業					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					8日
I企業						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					7日 (5社)
J・K企業						◎	◎	○	○	◎	◎	◎					
L企業							◎	◎	○	○	◎	◎	◎				
M企業						○	◎	○	○	◎	◎	◎					

◎:夏季休暇、○:所定休日、●:年次有給休暇の計画的付与を利用

10連休の企業は1社、9連休の企業は6社、8連休の企業は1社、7連休の企業は5社、6連休の企業は21社、5連休の企業は33社、4連休の企業は24社、3連休以下の企業は27社でした。

ここには、夏季休暇はないものの、所定休日が3連休以上の企業10社が含まれる一方、夏季休暇の日数が分からなかった5社、「期間中に○日間、社員が日にちを選択して夏季休暇を取れる制度」を導入している企業23社は含めていません。

夏季休暇の状況については以上のとおりですが、夏は長期休暇が比較的取れやすい時期であることを踏まえ、秋田労働局としては、年次有給休暇を活用し、働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」による連続休暇の取得を呼びかけています。

**「プラスワン休暇」で、
休み方を変えよう。
働き方を変えよう。**



「プラスワン休暇」で
行きたかったあの場所へ。



夏季休暇に、土日に。休みを1日プラスして連続休暇に。



「プラスワン休暇」で、
夏をのんびりすごす。



「プラスワン休暇」で、
家族の笑顔に出会う。

ワーク・ライフ・バランス

**仕事と生活の調和のために、
年次有給休暇を計画的に活用しよう。**

「プラスワン休暇」で、労使一体となって、計画的に年次有給休暇を取得しましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？



土日、祝日に年次有給休暇を
組み合わせて、連休を実現する
「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を
組み合わせて、3日(2日)+1日以上
の休暇を実施しましょう。

2016年7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	海の日 18	+ プラスワン休暇 19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.3ポイント高くなっています(平成26年)*。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。*就労条件総合調査

1. 導入のメリット

事業主 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2. 導入例

例えば、2016年の夏季休暇に導入すると？

年次有給休暇を土日、夏季休暇と組み合わせて、連続休暇に。

計画的付与の年次有給休暇などと土日、夏季休暇を組み合わせて連続休暇にすることができます。また、○点線囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2016年8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	○年休 9	○年休 10	山の日 11	○年休 12	○夏季休暇 13
14	○夏季休暇 15	○年休 16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

3. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日	5日	15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる	事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4. 活用方法

企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	従業員個人ごとに付与	従業員の個人的な記念日(例:誕生日や結婚記念日)を優先的に充てるなどとして活用

次に、問6・7と「夏季休暇」についてお伺いします。

問6 貴社が「今年」と「昨年」に社内で定めた夏季休暇の日をそれ以外の所定休日とともに次の表に記入してください。

所定休日（毎週の所定休日。シフト制などの場合は最も基本的なもの。）は「○」、
夏季休暇は「◎」としてください。

＜今年＞

記入例		平成28年 7月							平成28年 8月										
23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
○	○																		
平成28年 8月																			
12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水

＜昨年＞

記入例		平成27年 7月							平成27年 8月										
23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
◎	◎																		
平成27年 8月																			
12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月

問7 今年と昨年の夏季休暇を比べた場合、連続休暇は増えましたか、減りましたか。

該当するものを○で囲んでください（(2)は該当するものをすべて）。

- (1) 連続休暇は ア 増えた イ 減った ウ 変わらない
- (2) その「理由」は ア 今年、山の日（祝日）が増えたため
 イ 景気の影響のため
 ウ 従業員の要望等を踏まえたため
 エ 地域のお祭り・イベント等に合わせたため
 オ 夏季休暇として日数を決めているため
 カ その他（具体的に_____）

アンケート調査は以上となります。ご回答、ありがとうございました。

記入もれがないか、再度、確認していただいた上、**FAX (018-863-4493)**により、このまま秋田労働局雇用環境・均等室に送信してください。

「男女ともに働きやすい雇用環境の整備を目指して」

秋田労働局雇用環境・均等室

本アンケート調査に係るお問い合わせは、TEL：018-800-0770

FAX：018-863-4493